

大和市教育委員会訓令第3号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年8月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程
大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「本市の休日」の次に「（以下「休日」という。）」を加える。

別表第2、2 文化スポーツ部の表図書・学び交流課、視聴覚ライブラリーの機材等貸出の項及び視聴覚ライブラリーの使用の許可の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。